



議案第七十号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正に
ついて

次のとおり、三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
ことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、
本議会の議決を求める。

昭和四十六年九月二十日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十六年九月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を
改正する条例

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第
三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「三百八十四人」を「四百人」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十六年十月一日から施行する。